

令和 6 年 8 月 26 日

伊達市職員の懲戒処分について

本市において、パワーハラスメントを行った職員の懲戒処分を行ったので、以下のとおり公表します。

1 被処分者等に対する懲戒処分

被処分者に関する事項	懲戒処分
課長級職員 男性	減給 1 箇月（10分の 1）

2 懲戒処分発令日 令和 6 年 8 月 26 日

3 概要等

被処分者である課長級職員は、令和 3 年 5 月頃から令和 4 年 3 月頃までの間、特定の部下職員に対し、私的な生活・プライバシーに過剰に立ち入るなどのパワーハラスメント行為を行った。

4 再発防止策

「伊達市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」及び「伊達市職員のハラスメントの防止等に関するガイドライン」について、改めて全職員に周知するとともに、ハラスメント防止に関する職員研修を実施し、ハラスメントを起こさない意識の醸成と職場環境づくりに努めます。

市長コメント

ハラスメント防止・排除の指導的立場にある管理職員が、このような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。